

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

| 議長 | 委員長 | 事務局長 | 局長補佐 | 係長 | 担当 | 合議 | 文書取扱主任 |
|---|-----------------------|-------|------|---|--|--|--------|
| 起案日 | 令和6年8月21日 | | | 処理区分 | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘 | | |
| 決裁日 | 令和6年8月22日 | | | 保存 | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 | | |
| 登録番号 | 6四議第352号 | | | 公開 | 非公開理由 | | |
| 分類番号 | 04-02-02 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ <input type="checkbox"/> 公開） | | 四万十市情報公開条例第9条に該当（ <input type="checkbox"/> ） | |
| 簿冊番号 | 04 - 04 | | | | | | |
| 委員会名 | 産業建設常任委員会 | | | 会議年月日 | 令和6年8月19日（月） | | |
| | | | | 会議時間 | 9時57分～11時8分 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 山下幸子 | | | | | |
| | 副委員長 | 寺尾真吾 | | | | | |
| | 委員 | 宮崎努 | | | | | |
| | 委員 | 西尾祐佐 | | | | | |
| | 委員 | 大西友亮 | | 欠席委員 | | | |
| | 委員 | 鳥谷恵生 | | | | | |
| その他 | 委員外議員 | 上岡真一 | | | | | |
| | 委員外議員 | 前田和哉 | | | | | |
| 執行部出席者 | 農林水産課副参事 | 宮崎勝也 | | 観光商工課 観光係長 | 小栗史也 | | |
| | 農林水産課長 | 吉田貴浩 | | 上下水道課長 | 池田哲也 | | |
| | 農林水産課 食肉センター整備推進室長 | 島村祐一 | | 上下水道課長補佐 | 岡村速人 | | |
| | 農林水産課 食肉センター整備推進係長 | 室津正徳 | | 上下水道課 水道係長 | 近藤大吾 | | |
| | 観光商工課長 | 田村典義 | | | | | |
| | 観光商工課長補佐 | 今城烈 | | | | | |
| | 観光商工課 商工・雇用対策係長 | 永田佳久 | | | | | |
| 事務局 | 事務局長 | 原憲一 | | | | | |
| | 事務局長補佐 | 岡村むつみ | | | | | |
| 記 録 | | | | | | | |
| 令和6年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。 | | | | | | | |
| その概要については以下のとおりです。 | | | | | | | |

■委員長挨拶により開会。

●初めに、所管事項の報告を行った。

まず、「新食肉センターの進捗状況について」農林水産課から報告を受けた。※資料あり。

【説明：宮崎農林水産課副参事】

新食肉センターの整備事業については、7月11日に開催した3回目の検討会において、これまでの検討事項についての最終確認を行い、整備計画の合意に至った。

主な内容は以下のとおり。

施設整備の概要について。概算事業費は約63億円。新施設の整備期間中においても、現施設の操業を止めないローリング計画としている。増頭に対応し、高度な衛生管理の実現を目指す。屠畜種類は小動物（豚のみ）とし、1日当たり480頭から600頭に引き上げる。敷地内及び施設内の明確な区分けを行い、人・物・空気による交差汚染を防ぐなど衛生管理の徹底を図る。整備スケジュールは、工期約60か月とし、この9月議会で承認いただければ、年末までに契約を締結し、実施設計に入り、新排水処理施設の建設に取りかかる予定で、新食肉センターの建設には令和9年2月から令和10年4月までの約15か月をみている。競争力の強化に向け、中四国では初めてとなる湯剥方式を導入して、一般細菌数の減少、残毛の問題等の解消につなげ、肉質の劣化を抑制し、賞味期限を1週間から10日程度延長すると聞いており、そういったところにより、販売競争力を強化していきたいと考えている。

現施設の老朽化への早期対応や工事中の関係者への影響を抑制するための工期短縮及び事業縮減の観点から、実施設計と施工の一括発注方式を採用している。

負担割合について。整備費のうち、新法人が負担する排水処理施設相当分6,218万9,600円及び四万十市が単独で負担する費用約8,392万円を除いた61億4,971万8,186円について、高知県以下各関係自治体で負担することとしており、高知県が100分の50（約50.6%）、四万十市が100分の40（約40%）、各関係市町村が100分の10（約9.4%）としている。これまでの説明からの変更点として、3回目の検討会で、と畜頭数割の金額が市町村の令和4年度の標準財政規模の1%を超える場合については、高知県が負担することとなった。その部分については、宿毛市と大月町が標準財政規模1%を超える金額を示しており、宿毛市の3,076万7,018円と大月町の716万7,601円の合算額3,793万4,619円を、高知県が負担することに決まった。

四万十市、株式会社七星食品、愛媛資料産業株式会社の3者を会員とし、7月26日に新会社を設立した。9月議会で提案させていただくが、一定期間、市職員を派遣し、施設整備事業を円滑に進めたいと考えている。

事業者の選定スケジュールについて。高知県、四万十市を含め、各議会の関連予算の議決を条件として、8月1日に公告している。今月26日には、事業者参加の参加表明の受付を終了し、1次審査、2次審査を行い、11月の中旬をめどに契約を締結する予定としている。

【質疑：大西委員】

整備スケジュールについて。工期約60か月ということだが、今の施設はいつまで稼働して、新しい食肉センターへ移行になるのはどれぐらいかかるのか。その期間は、今まで持って来られていたものは、どちらで処理されるようになるのか、教えてほしい。

【答弁：宮崎農林水産課副参事】

現施設の操業を止めないローリング計画としており、この期間は、現施設を活用しながら新施設の整備を進めていく予定としている。

【質疑：西尾委員】

資材高騰・物価高騰等で不測の事態になった場合、同じ按分が適用されるのか。本市が持つのか。そこら辺って決まっているか。

【答弁：宮崎農林水産課副参事】

事業費のインフレ等に伴う増額は、これまでも検討会の議論の内容に含まれていた。10月をめどに各市町村、県も含めて協定を締結する予定としているが、その中で、そういった不測の事態が起きた場合、協議によって負担割合等についても協議するとしており、現行の負担割合についてはそのまま引用し、今後も協議していく予定にしている。それについては、事務方では情報共有はしている。

【意見：西尾委員】

進み出した後での協議となると弱い立場になってしまうんじゃないかと思う。そこら辺、より検討いただきたい。

【発言：宮崎農林水産課副参事】

ご心配いただいている部分については、四万十市としても一番危惧しているところである。今後、議決をいただくまでも、事務方で協議・情報共有をする場合は考えている。今いただいた意見を踏まえ、事業費の増額が出てきた場合のスムーズな協議ができる形を整えていきたいと考えている。今後、慎重に整理・協議を進めて行く予定としている。

※報告終了。

●次に、「四万十川学遊館・トンボ自然公園の所管の検討に係る進捗状況について」観光商工課から報告を受けた。※資料あり。

【説明：田村観光商工課長】

将来的に持続可能な施設とするため、総務課・環境生活課・生涯学習課・観光商工課の4課で、現状に沿った施設のあり方を検討し、所管替を含め、今後の方向性を決めることを目的として、協議を行った。「観光施設として継続していくのは限界があるのではないか」、「自然保護・環境保全に取り組む施設としての活用がふさわしい」、「環境保全の考えのもと持続可能な施設とするためにも、さかな館を縮小・廃止するなど抜本的な見直しに取り組み、経費削減にも努めるべきである」、「指定管理者に市が決めた方針を伝え、理解いただき協力してもらう」等の意見が出た。

4課協議の結論について。市の方針＝目指すべき姿として、トンボ館及びトンボ自然公園の発足当時の趣旨を踏まえ、これまでの取組を見直し、改めて本市が目指すべき四万十川流域の自然保護や環境保全の取組に資する施設及び公園とする。また、二次利用として、教育学習や観光にも活用するなど、その施設及び公園の魅力を最大限に生かす方針とした。問題点としては、さかな館の維持管理に多額の費用がかかっており、職員不足の中、さかな館の維持管理に人手がかかり、公園管理など本来の業務に支障をきたしていること。また、四万十川流域の自然保護や環境保全に取り組む施設とする場合四万十川水系以外の魚の展示は目的と繋がらないことで、さかな館を縮小・廃止した場合の魚の取扱いを検討しなければならないことが上がっている。

今後の取組としては、上記の問題点を解決するために、今後も継続してこの4課で協議を行いながら、指定管理者とともに施設の目指すべき姿に応じた整理を行い、所管の変更については、事務処理等を確認し、適切な時期に行うこととしたいと考えている。

【質疑：鳥谷委員】

今のところ、どこが所管になりそうか。

【答弁：田村観光商工課長】

市の方針として、自然保護や環境保全の取組ということで、4課では環境生活課という認識で進めているが、決まり次第報告させていただきたいと思っている。

【質疑：鳥谷委員】

決算書を見たら、水道光熱費で700万円ぐらいかかっていたようだが、さかな館を廃止したら、この700万円が浮くのか。もしくは、外来魚のみを廃止した場合、どれぐらいの経費削減を見込んでいるか。

【答弁：田村観光商工課長】

今のところ、外来魚の廃止を考えている。どこまで経費が削減できるかは、まだ整理していない。

※報告終了。

●次に、「まちづくり四万十株式会社について」観光商工課から報告を受けた。※資料あり。

【説明：田村観光商工課長】

まちづくり四万十株式会社は、四万十市立文化センターの指定管理を受託しつつ、商店街のハード整備、ソフト事業を行う際の行政との連絡調整や補助金活用を側面から支えるなど、四万十市中心市街地活性化の司令塔としての役割を担ってきた。平成17年には、一条通商店街で地元スーパーが閉店したことから、平成20年から直営で地元の農産物や惣菜・加工品の販売事業として「いちじょこさん市場」を運営している。主な活動は、いちじょこさん市場の運営と市立文化センターの指定管理業務であるが、令和2年から赤字が続いている状況である。資本金残額は、令和6年4月末時点で、486万6,000円となっている。

令和6年7月29日開催の株主総会において、第23期の事業報告、決算報告が行われ、今後の事業継続について協議を行った結果、まちづくり四万十株式会社が今後黒字転換する可能性は低く、事業を継続した場合は今期中に資金不足となる見込みであることを踏まえ、いちじょこさん市場は令和6

年9月末をもって事業を終了し、まちづくり四万十株式会社は今期（令和6年5月1日～令和7年4月30日）をもって解散すること、及び今期の事業計画・収支予算は代表取締役に一任することが決議された。閉店に向けては、8月1日に、いちじょこさん市場従業員に対して閉店の報告をし、閉店を周知する貼り紙を店内に掲示した。また、まちづくり四万十株式会社の解散に向けては、会社が司法書士等と検討を行っている。四万十市は同法人に出資しているが、その一部が回収不能となる見込みであり、債権放棄の議案を上程する予定である。上程時期は前段のプロセスに合わせて、今後検討していく。

【質疑：宮崎委員】

これに関しては、これから議員や市に対して、買い物難民の話が上がってくると思うが、根本的には、商売自体、市がやるものじゃない。その考え方を、明確に周知したほうがいい。市としてできるのは、例えば、公共交通の整備であったりはあるけれども、正直言って、買わないから閉店するしかないという話であり、それに関して、ちゃんと営業できているところまでの足を確保するというような形の説明になると思うが、その辺についての市の考え方は。議員にも周知した上で、今後、市民の皆さんに理解いただくという形の動きが必要と思うが、その点についてはどうか。

【答弁：田村観光商工課長】

買い物難民の問題は自分たちも承知している。高齢者支援課とも話をし、対応としては、公共交通を使っただけ、民間の移動販売を紹介するというような対応を考えている。周知については、また検討させていただきたい。

●次に、「水道水PFAS（ピーファス）検査結果について」上下水道課から報告を受けた。※資料あり。

【説明：池田上下水道課長】

発がん性が指摘されている有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）が全国各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、令和6年5月29日付で国土交通省及び環境省より、水道水におけるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）に関する調査依頼があったことから、市が管理する水道水すべての38水源について水質検査を行った。

検査結果としては、全水源とも、国の定める暫定目標値50ng/L（ナノグラムパーリットル）未満であった。

テレビと新聞等を見た市民から、「四万十市の水道水は安全か」、「がんにならないか」、「検査を行っているのか」、「検査を行うなら結果を公表して欲しい」等の問い合わせが、上下水道課に数件あり、市としては広報四万十8月号や市のホームページ、ラインで水源の水質検査を行うことを周知した。今回検査結果が出たので、今週中には市のホームページで公表するよう、また、広報四万十9月号でも結果を掲載するよう準備している。

また、9月30日までに国に報告をすることとなり、高知県内の市町村としては9月20日までに高知県公園下水道課へ報告するようになっている。

水道法に基づく水質基準の51項目の検査は、全項目に基準値及び測定義務があるため、四万十市では年1回検査を行っているが、これまで異常値が出たことはない。

令和2年4月1日より、水質管理目標設定項目の水質検査について、PFOS及びPFOAが追加されたが、測定義務ではないため、四万十市にはこれまで検査実績はない。国の定めるPFOS及びPFOAの合算値の暫定目標値は50ng/L以下であり、今回の検査において、具同水源の値が14ng/Lで、それ以外の水源は5ng/L未満＝定量下限値（分析機器で正確に測定できる最小の濃度）未満という結果となった。具同水源については、7月9日の1回目の検査で14ng/Lという数字が出たため、同24日に2回目の採水を行い再検査し、13ng/Lという結果であった。

濃度の単位について。1ng/Lとは、学校のプール、長さ25m幅12m深さ1mに、食卓塩の塩粒3個分を溶かした濃度に相当し、具同水源の水質検査結果14ng/Lは、このプールの水に食卓塩の塩粒42個分を溶かした濃度に相当するものである。

今後の対応について。国の動向は、内閣府食品安全委員会による有機フッ素化合物PFASに係る食品健康影響評価書の公表を受け、専門家会議を合同開催し、水道水の目標値・水道検査分類の見直しを検討している。上下水道課としては、目標値の50ng/Lに変更があれば、今回の検査結果を下回る場合は再検査が必要となる。また、PFOS及びPFOAの水質検査分類が水質基準となれば、年1回の水質検査が必要となり、年間334万4,000円の増額となる見込みである。

なお、令和9年度供用開始予定の具同新水源のPFOS及びPFOAの水質検査については、ここは地下

60mから水をくみ上げており、現時点ではポンプを設置していないため、その水を採取できないことから今年度は検査ができていないが、来年度揚水試験時に水質検査を行う予定としている。

※報告終了。

■次に、その他の事項として、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、今週中に内容に関する意見を事務局に連絡し、正副委員長で取りまとめることとした。

■事務局より連絡事項。

－小休－

※トップセミナーへの参加及び女子ソフトボールJ Dリーグの観戦案内の2点について連絡した。

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。